

地震保険加入者対象 損害調査コンサルティング

《大阪府北部地震による損害調査と保険金制度についてのご案内》

＼すでにお済みですか？／

{大阪府北部地震における建物損害調査と保険金請求}
近畿地方も被災地です。

**保険金がお受け取りできる
可能性がございます!!**

対象条件

- ・火災保険の特約にて地震保険にご加入されている事
- ・2018年6月18日「大阪府北部地震」が保険期間に含まれている事。

※特に 枠組壁工法（主に2×4）で一部損受け取り済みであっても、再度申請をすることで半損以上のは認定を受けることが可能な場合がございますので詳細は弊社までお問い合わせください。

給付保険金

- ・使用用途 --- 自由（地震被害の修繕義務などはございません）
- ・税 金 --- 給付された保険金は個人所有の場合、**非課税**。（但し法人は課税対象）
- ・保 険 金 --- 給付保険金受領後も受領を理由に**保険料の変更はございません**。
- ・入 金 --- 保険会社様に請求書送付後平均**1週間から1か月**でのお支払い
- ・給付金額 --- 地震保険加入金額の**5%**から（一部損壊の場合）

※ 現在ご加入の保険会社様によっても内容が変わりますので詳しくはお問い合わせください。

例1) 地震保険
契約金額 1,000万の場合
給付保険金額 **50万円**（一部損壊の場合）

例2) 地震保険
契約金額 1,320万の場合
給付保険金額 **660万円**（半損壊の場合）

専門スタッフが

**家屋
調査**

建物の建築・構造に精通した専門スタッフがお客様の建物を調査いたします！

もし全く保険金を受領できず業務終了した場合は一切費用をいただきません！

弊社へのコンサルティング料は**完全成果報酬**です。

お客様受領額の一定割合を報酬としていただきます。

**お客様の大切な資産を調査いたします。
まずはお気軽にお問い合わせ下さい。**